

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者  
第2次新横田基地公害訴訟原告団  
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3  
白鳥第2ビル302号  
TEL/FAX. 042-552-4451  
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp  
http://www.yokota-kougai.com

## 来年 1月29日 現場検証を成功させよう！ 各支部で準備始まる

第1回目の現場検証が1月29日（金）に実施されます。1回目は横田基地周辺の瑞穂、福生、昭島の地域が中心となります。

弁護団は瑞穂町のスーパーオリンピック屋上、ドンキ・ホーテ屋上、福生のサウスゲートから掘向移転跡地、拝島第二小学校、昭島駅南口の

ダイアパレス屋上を検証場所として裁判所に申請をしていますが、国側は飛行状況が不明瞭な箇所を申請し意見が対立している状況ですが、裁判官には飛行騒音状況がはっきりわかる場所で、しっかりと検証してほしいものです。

この成功にむけて、地域の各支部では準備に熱が入っています。

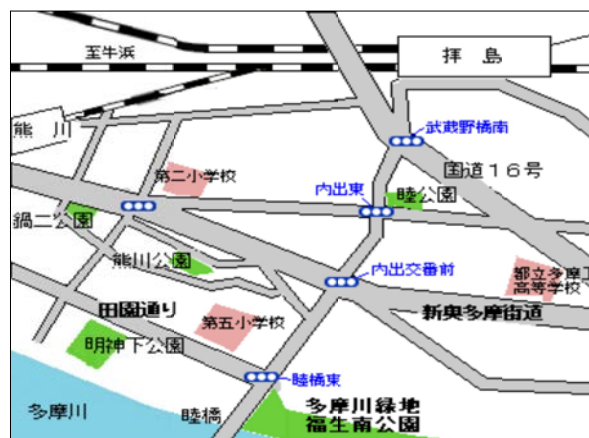
昭島支部では1月29日の終日動員と、担当地域の個別動員の振り分けを各町の世話人を中心に準備を開始しました。検証場所が決まれば、いち早く地域にチラシ配布を計画しています。瑞穂支部、福生支部でもチラシ配布を計画しています。八王子・日野支部からはいつもの裁判同様に貸切バスを出して総勢30名を目標に詰めかけるよう計画しています。

左の写真は第1次訴訟当時の現場検証のものですが、「わたしたちは沖縄より安全だろうか！」と裁判官にアピールしている様子です。原告のみなさんの創意工夫で現場検証を成功させましょう。



# 集まろう！11.21大集会 いのち脅かすオスプレイは 横田基地に来るな！

**日時** 11月21日 土 午後1時30分開会  
**会場** 多摩川緑地・福生南公園



午後2:40からアピール行進が行われます

# 第11回裁判が開かれました

平成27年10月14日、午後2時より、101号法廷にて、第11回目の裁判が開かれました。

原告側からは、将来請求を一部認めた第四次厚木高裁判決を踏まえて横田の裁判においても将来請求を認めるべきであるとの主張、小松基地周辺で実施された健康調査の内容を紹介して横田基地周辺でも同様の被害が存在していること、そして、国側が主張している危険への接近（騒音があることを知って住み始めた住民については賠償額が減らされるべきだとの）理論に対する再反論を、それぞれ書面で提出しました。

これに加え、今回の裁判では、国に対し、原告の内どの世帯がどのような防音工事を実施しているのかを把握するための資料の開示方法についての意見を提出しました。こちらとしては、防音工事がなされていたとしても、原告それぞれが受ける騒音による苦痛は変わらない、すなわち損害賠償額に影響しないという主張を維持していますが、そうはいても、国側の防音工事に関する主張に対して全く反論を必要としないわけではありません。その反論の足がかりとして、国側が把握している防音工事実施世帯の情報を開示するよう求めているのですが、ありとあらゆる情報の開示については国側も個人情報であることを盾にして（個人情報の当事者である原告が主張しているにもかかわらずおかしな反論ですが）応じようとはしませんし、こちらとしても逐一全ての情報をチェックしなければならぬとすれば、徒に裁判を遅らせること

になりかねません。そこで、国側に対しては、ひとまず、損害賠償の請求の期間中に防音工事を実施した部屋数に変動があったり、外郭防音工事を新たに行ったりした世帯に限って工事内容の確認を求めることとしました。

被告国からは、相変わらず、騒音の度合いを測る基準としては、環境庁方式というこれまでの裁判でも採用されなかった方式を用いるべきだという主張、及び、昼間騒音控除（昼間に出勤・通学して家にいない人はその間騒音に晒されることはないのだから賠償額を減らすべきであるとの理論）についてのコンターに関する主張を行ってきました。

## 進行協議期日にて ついに現地検証日が決まる！！

裁判の後には、引き続き、進行協議期日（現地検証などの裁判のスケジュールの調整を主に行う手続）が実施されました。その中で決められた重要なものとしては、現地検証の日程です。まずは第1回として、来年1月29日に現地検証が行われることが決定されました。具体的な検証場所については、次回の裁判までに原告が意見書を提出して決まりますので、決定次第ニュースにて報告致します。

第1回検証では、原告の一人のお宅にて、現地尋問を実施することも決まりました。今後も法廷での尋問等ご協力頂く方が出てくるかとは思いますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。（弁護士 仲村渠 桃）

## 岩国爆音訴訟判決

# 基地の街 岩国で初判決、「違法状態」放置できぬ

みなさまこんにちは。毎日徐々に寒くなってきてますが、お風邪などひいてはいないでしょうか。

今回は、平成27年10月15日、横田弁護団を代表して、中杉弁護士と私が岩国へ判決行動へ参加させていただきましたので（原告団か

らも大野さん、清水さん、中島さんが参加されました。）、その結果を報告いたします。

岩国は、原告65名、今回が初めての爆音訴訟でした。初めての訴訟というのは、原告の皆様で最初から参加されている方はお分かりだと思いますが、準備等を含めて相当大変なことであっ

たと思います。特に岩国は、訴訟中の平成22年5月に滑走路が沖合に少し移転したため、沖合移転前の現行のコンター図がどこまで参考になるのか問題もありましたので個人的には予断を許さないと考えておりました。

判決内容については、皆様すでに報道等を通してご存知のことと思いますが、差止は認められず、損害賠償のみ概ねこれまで通りの基準で認められるというものでした。沖合移転については、実騒音回数などを基準として、若干考慮され、一部の方は移転後は損害賠償請求が認められないということになりました。そのため、岩国原告団の方も喜んでおられるというよりは、差止が認められなかったことに憤りを感じている方が多い様子でした。確かに一部差止や将来請求も認められなかったのは残念ですが、岩国にとってはこの判決が第一歩ということからすれば、全体としても厚木からの流れを後退させ

るものでは決してなく、今後さらに加速させるものと思います。

今後とも他基地の方と連帯して、共に静かな空を求めて皆様と一緒に頑張っていきましょう！

(弁護士 河津 良亮)



判決後行われた報告集会 10月15日  
全国基地爆音訴訟原告団連絡会は、「静かな夜と空を返せ」の幟をもって参加した。

## 住民不安！

## 低周波で睡眠障害, イライラ感, 頭痛, 耳鳴り

### 低周波音学習会

渡嘉敷 健 准教授 (琉球大学) の講演より

2015年9月21日、昭島市・環境コミュニケーションセンターにおきまして、琉球大学工学部准教授・渡嘉敷健先生をお招きし、「航空機による低周波騒音とその被害について」という題目で学習会を行い、多くの方が参加されました。

学習会においては、「そもそも低周波騒音とは？」というところからスタートをし、低周波騒音の人体への影響、横田基地に配備されることが発表されているCV22オスプレイに低周波騒音が含まれるのかという点などについて、渡嘉敷先生からの言及がございました。

低周波騒音については、現在、人体へどのような影響があるのかという点について調査・研究が続いており、ある調査によりますと、低周波によって睡眠障害、イライラ感、頭痛、耳鳴り、振動などの症状が現れ、これらの症状は抵抗力の弱まっている人に特に現れるという結果が出ております。第1次普天間基地騒音訴訟においても、低周波による被害が認められており

ます。

また、今後、注目せざるを得ない点として、普天間基地において、MV22オスプレイが出す低周波音が沖縄防衛局の環境影響評価の基準値を超えていたという調査結果が出ていることでもあります。先程も述べました通り、CV22オスプレイが、2017年より横田基地にも配備されるという発表がなされております。このようなオスプレイが、横田基地に配備されれば、周辺住民への影響は計り知れないといえるでしょう。

今回の学習会は、非常に難しい内容を扱っておりましたが、渡嘉敷先生のわかりやすい説明のおかげで、低周波騒音に対する理解を深めることができました。低周波騒音については、その評価が難しいと言われております。しかし、弁護団としては、低周波騒音による被害についても着目をし、住民の方の被害を裁判所に訴えていきたいと考えております。

(弁護士 小池 孝範)

## 署名のお願いに うかがいました

### 東京土建労組の都内支部を巡って

現在、原告団では「オスプレイの横田基地配備に反対する署名」に取り組んでいます。拝島駅でも署名行動をしています。それと平行して各団体への協力もお願いしています。その一つとして「東京土建一般労働組合の傘下支部は全てお願いしよう!」と取り組みを始めました。

これまでも様々な要請を多摩地域では行ってきました。でも都区内にある支部にはなかなか訪ね切れていませんでした。私は去る7月16日に、東京土建各支部の教宣部長さんたちによる、『横田基地見学ツアー』の案内役を頼まれたことがあり、都区内の各支部にも「お願いしよう!」と思い立ちました。

思い立つのは簡単でしたが実行はなかなか大変でした。まず土地勘がありません。東京土建のホームページから地図を出して、各支部の最寄り駅を調べます。拝島駅からそこへたどり着く方法を見つけます。その支部から次に目指す支部への経路を調べます。JRに私鉄、あるいは地下鉄を使うのですが、ある支部は“海拔ゼロメートル地帯”にあり、別のある支部はビル街の谷間にあります。しまいには西も東もわからなくなって「トホホ…」となりかけたことも…。

でも、楽しいこともありました。都電に乗ったことはその一つです。遊園地の電車に乗った気分でした。また太田・品川支部に行ったときは南武線を使い川崎の方から回り込みます。乗換駅のホームから見たのは

『〇〇海運は解雇を撤回しろ!』という横断幕。どこの労働組合かと思ったら『全日本海員組合』とありました。「そうかあ、海はすぐそこなんだ」と感激しました。

大変でしたが、10月30日世田谷・渋谷・東京土建の本部と回り、全支部訪問を終わることができました。

事務局長 清水幸一

## 原告団活動日誌

10/12	定例事務局会議
10/14	第11回口頭弁論及び第8回進行協議
10/15	岩国爆音訴訟、地裁判決支援
10/16	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議、事務局 局長会議に出席
10/19	オスプレイ横田配備反対連絡会
10/19	臨時事務局会議
10/20	年金者組合八王子支部の基地見学案内
10/21	オスプレイ署名協力依頼のため東京土建 各支部を訪問
10/22	八王子・日野支部事務局会議
10/22	八王子市役所環境保全課による固定騒音 計見学に対応
10/25	オスプレイ横田配備反対、東京集会
10/28	昭島支部会議
10/29～	オスプレイ署名協力依頼のため東京土建 8支部を訪問
10/30	
11/4	現場検証場所の下見
11/6	現場検証場所の下見
11/9	定例事務局会議

## 6000筆超えたオスプレイ飛来・配備反対署名

年内を目途に政府に提出する予定です。引き続きご協力をお願いします。

## なんだ! 深夜の飛行。 早朝のエンジンテスト騒音

11月1日から米国・韓国同盟強化の大規模戦闘訓練が行われた影響で、横田の動きが激しさを増しています。まだ人々が寝静まっている早朝からエンジンテストの轟音が響き渡り多摩川を超え八王子まで聞こえてきました。また、いつもの日曜日は訓練をしていないC130が8日の日曜日も韓国の演習に出かけていきました。11月1日からはほぼ毎日と言って良いほど深夜、早朝に飛行し、夜10時から翌朝6時までの飛行を認めていない地位協定違反そのものです。しかし「特別の場合を除き……」ということで日本政府は黙認しているのです。



横田基地と富士山 この風景をいつの日にか都民の手に……。  
(写真 横田基地の撤去を求める西多摩の会ブログより)